

## 第18期 第12回 豊見城市農業委員会 総会

1. 日 時: 令和6年8月27日(火) 午後1時31分～午後1時53分

2. 場 所: 豊見城市役所 3階 第2会議室

3. 出席農業委員 ( 7 名)

会 長: 1番 瀬長 澄子 委員

職務代理: 2番 上原 啓一 委員

委 員: 3番 比嘉 友明 委員 4番 比嘉 強 委員 5番 金城 朝之 委員

6番 上里 さゆり 委員 8番 金城 道夫 委員

4. 欠席農業委員 ( 1 名)

7番 金城 敏満 委員

5. 農地利用最適化推進委員

東部地区: 金城 阿希乃 委員 ・ 金城 光俊 委員

西部地区: 瀬長 輝男 委員 ・ 高安 昌俊 委員

6. 農業委員会事務局職員

局 長: 新田 靖

主任主事: 長嶺 文斗 主任主事: 南 叶子

7. 議事録署名委員

2番 上原 啓一 委員 ・ 4番 比嘉 強 委員

8. 付議すべき案件

報告第 63 号 農地転用後の利用状況の報告について

報告第 64 号 転用許可に係る工事の進捗状況報告について

報告第 65 号 転用許可に係る工事の完了報告について

報告第 66 号 現況証明願について

報告第 67 号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について

報告第 68 号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について

|     |    |   |                         |
|-----|----|---|-------------------------|
| 議案第 | 37 | 号 | 農地法第3条の規定による許可申請について    |
| 議案第 | 38 | 号 | 農地法第5条第1項の規定による許可申請について |
| 議案第 | 39 | 号 | 農地法第4条第1項の規定による許可申請について |
| 議案第 | 40 | 号 | 非農地証明願について              |

## 9. 会議の内容

|     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|-----|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 議長  | <p>皆さん、こんにちは。ただいまから第 18 期豊見城市農業委員会第 12 回総会を開催いたします。</p> <p>(午後 1 時 31 分) 開会</p>                                                                                                                                                                                                                                        |
| 議長  | <p>本日の議事日程は、お手元にお配りのとおりです。</p> <p>会期は、本日 1 日限りいたします。</p> <p>本日の出席委員は 8 名中 7 名で、豊見城市農業委員会会議規則第 11 条の規定により定数に達しておりますので、総会は成立します。</p> <p>次に議事録署名委員について、豊見城市農業委員会会議規則第 13 条の規定に基づき、本日の議事録署名委員に、第 2 番委員の上原啓一委員と第 4 番委員の比嘉強委員のお二人、また会議書記に農業委員会事務局の新田事務局長及び南主任主事を指名します。</p> <p>これより報告案件に入ります。初めに、報告第 63 号について事務局の説明を求めます。</p> |
| 事務局 | <p>それでは、議案書の 2 ページをお開きください。報告第 63 号「農地転用後利用状況の報告について」、4 件ございました。内容を確認のうえ、県知事へ進達を済ませておりますので、ご報告いたします。以上です。</p>                                                                                                                                                                                                          |
| 議長  | <p>ただ今の報告第 63 号について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手をしてから質疑をお願いします。</p> <p>質疑がないようですので、進行します。</p> <p>次に報告第 64 号について事務局の説明を求めます。</p>                                                                                                                                                                                                 |
| 事務局 | <p>それでは、議案書の 4 ページをお開きください。報告第 64 号「転用許可にかかる工事の進捗状況報告について」、1 件ございました。内容を確認のうえ、県知事へ進達を済ませておりますので、ご報告いたします。以上です。</p>                                                                                                                                                                                                     |
| 議長  | <p>ただ今の報告第 64 号について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手をしてから質疑をお願いします。</p> <p>質疑がないようですので、進行します。</p> <p>次に報告第 65 号について事務局の説明を求めます。</p>                                                                                                                                                                                                 |
| 事務局 | <p>それでは、議案書の 6 ページをお開きください。報告第 65 号「転用許可にか</p>                                                                                                                                                                                                                                                                         |

|     |                                                                                                                                                                                                              |
|-----|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|     | <p>かる工事の完了報告について」、1 件ございました。内容を確認のうえ、県知事へ進達を済ませておりますので、ご報告いたします。以上です。</p>                                                                                                                                    |
| 議長  | <p>ただ今の報告第 65 号について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手をしてから質疑をお願いします。</p> <p>質疑がないようですので、進行します。</p> <p>次に報告第 66 号について事務局の説明を求めます。</p>                                                                                       |
| 事務局 | <p>それでは、議案書の 8 ページをお開きください。報告第 66 号「現況証明願について」、5 件ございました。内容を確認のうえ、証明を発行いたしましたので、ご報告いたします。以上です。</p>                                                                                                           |
| 議長  | <p>ただ今の報告第 66 号について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手をしてから質疑をお願いします。</p> <p>質疑がないようですので、進行します。</p> <p>次に報告第 67 号について事務局の説明を求めます。</p>                                                                                       |
| 事務局 | <p>それでは、議案書の 10 ページをお開きください。報告第 67 号「農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出について」、2 件ございました。事務局長専決により届出書を受理いたしましたので、ご報告いたします。以上です。</p>                                                                                    |
| 議長  | <p>ただ今の報告第 67 号について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手をしてから質疑をお願いします。</p> <p>質疑がないようですので、進行します。</p> <p>次に報告第 68 号について事務局の説明を求めます。</p>                                                                                       |
| 事務局 | <p>それでは、議案書の 12 ページをお開きください。報告第 68 号「農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について」、3 件ございました。事務局長専決により届出書を受理いたしましたので、ご報告いたします。以上です。</p>                                                                                    |
| 議長  | <p>ただ今の報告第 68 号について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手をしてから質疑をお願いします。</p> <p>質疑がないようですので、進行します。</p> <p>これより議案審議に入ります。議案第 37 号について審議します。</p> <p>「農地法第 3 条の規定による許可申請について」は、農地利用最適化推進委員も現地調査に立ち会っておりますので、事務局の説明後に農地利用最適化推進</p> |

|        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|--------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|        | 委員の報告もお願いしたいと思います。では、事務局の説明をお願いします。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| 事務局    | <p>それでは議案第 37 号について説明いたします。</p> <p>議案書の 13 ページから 18 ページとなります。</p> <p>では、議案書の 14 ページをお開き下さい。</p> <p>議案第 37 号「農地法第 3 条の規定による許可申請」については、2 件の申請がございました。</p> <p>整理番号 1 番につきまして、議案書の 16 ページをお開き下さい。</p> <p>申請のありました、豊見城市字高嶺 353-1、352-1 につきましては、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないことから、許可相当ではないかと思われます。</p> <p>整理番号 2 番につきまして、議案書の 18 ページをお開き下さい。</p> <p>申請のありました、豊見城市字高安 1028 につきましては、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないことから、許可相当ではないかと思われます。</p> <p>なお、今回の申請にあたって、新規に許可申請する農地及び、すでに耕作する権利がある土地について、耕作がなされているか確認するため、農地利用最適化推進委員にて現地調査を行いました。</p> <p>調査結果について、金城光俊委員 から報告をお願いします。</p> |
| 金城推進委員 | <p>それでは、令和 6 年 8 月 15 日に行いました現地調査の結果について報告します。</p> <p>整理番号 1 番から 2 番について、申請地及び経営地を効率的に利用して耕作の事業を行うことを確認しました。以上です。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| 議長     | <p>事務局の説明と農地利用最適化推進委員の報告が終わりました。</p> <p>議案第 37 号について、1 件ずつ審議します。</p> <p>はじめに、整理番号 1 番について委員の質疑を許します。</p> <p>質疑のある方は挙手してから質疑をお願いします。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 8 番委員  | 休憩をお願いします。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| 議長     | <p>休憩します。</p> <p>休憩 午後 1 時 39 分<br/>再開 午後 1 時 40 分</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 議長     | 再開します。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |

他に質疑のある方はいらっしゃいますか。

質疑なしと認めます。これより採決します。

整理番号 1 番については、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないことから許可することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしとのことですので、整理番号 1 番については、許可することに決定しました。

次に整理番号 2 番について委員の質疑を許します。

質疑のある方は挙手してから質疑をお願いします。

質疑なしと認めます。これより採決します。

整理番号 2 番については、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないことから許可することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしとのことですので、整理番号 2 番については、許可することに決定しました。

次に、議案第 38 号、議案第 39 号について審議します。

議案第 38 号と 39 号については一部同時申請となる案件もありますので、事務局は議案第 39 号も併せて説明をお願いします。

農業委員も現地調査に立ち会っておりますので、事務局の説明後に農業委員からの報告をお願いします。

では、事務局の説明をお願いします。

事務局

それでは、議案書の 20 ページをご確認ください。議案第 38 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」、2 件ございました。申請内容につきましては、記載のとおりとなります。それでは、申請案件についてご説明します。整理番号 1 番につきまして 21 ページからご確認ください。申請のあった土地は、豊見城市字我那覇 663、664 の 6、665 の 1。転用目的は貸駐車場。当該申請地は農地法第 5 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えられます。農地の区分は 3 種農地と判断しております。申請地については水道事業の工事のヤードとして一時転用されており、工事終了が 10 月末を予定しており、その後転用する予定となっております。

整理番号 2 番につきまして、議案第 39 号の整理番号 1 番と一体事業になるの

|       |                                                                                                                                                                                                                                                         |
|-------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|       | <p>で併せて説明させていただきます。25 ページから 28 ページとなっております。申請地は豊見城市字翁長 761 の 6、761 の 5。転用目的は駐車場。当該申請地は農地法第 5 条第 2 項各号及び第 4 条第 6 号各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えられます。農地の区分は 3 種農地と判断しております。現地の調査結果については、金城道夫委員から報告をお願いしたいと思います。</p>                                          |
| 8 番委員 | <p>整理番号 1 番の申請地について事務局の説明のとおり、現場はヤードとして利用されておりました。現地の境界、周辺への被害防除等については、問題ないと考えられます。</p> <p>5 条の整理番号 2 及び 4 条の整理番号 1 について、現場は雑草が搬送しており、遊休地状態となっております。現地の境界、周辺への被害防除等については、問題ないと考えられます 説明は以上です。</p>                                                       |
| 議長    | <p>事務局の説明と農業委員の報告が終わりました。議案第 38 号、議案第 39 号について審議します。はじめに、議案第 38 号整理番号 1 番について、委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手してから質疑をお願いします。質疑なしと認めます。これより採決します。整理番号 1 番について、農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないことから許可相当として沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なし)</p> |
| 議長    | <p>異議なしとのことですので整理番号 1 番は許可相当として沖縄県知事へ進達することに決定しました。つぎに、議案第 38 号整理番号 2 番と議案第 39 号整理番号 1 番について、委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手してから質疑をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">(8 番委員挙手)</p>                                                                        |
| 議長    | <p>はい。8 番委員。</p>                                                                                                                                                                                                                                        |
| 8 番委員 | <p>前回この地域で相当数の街区に囲まれているところで、基準を満たしますところがあった。今回は宅地が 4 割。両方の基準を満たしていると思うが。</p>                                                                                                                                                                            |
| 事務局   | <p>この場合、2 種農地の条件に該当しても、3 種農地の条件に該当すれば 3 種農地で判断することになっております。</p>                                                                                                                                                                                         |

|       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|-------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 8 番委員 | 4 割を超えない場合もあると思うが、面積等の算出方法はどのようにどこから拾っているのか。                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 事務局   | GIS という地理情報システムから地籍等情報を確認しています。                                                                                                                                                                                                                                                                |
| 8 番委員 | 了解です。                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| 議長    | <p>他にいらっしゃいますか。</p> <p>質疑なしと認めます。これより採決します。</p> <p>議案第 38 号整理番号 2 番及び議案第 39 号整理番号 1 番について、農地法第 5 条第 2 項各号及び農地法第 4 条第 6 項各号に該当しないことから許可相当として沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なし)</p>                                                                              |
| 議長    | <p>異議なしとのことですので議案第 38 号整理番号 2 番及び議案第 39 号整理番号 1 番は許可相当として沖縄県知事へ進達することに決定しました。</p> <p>次に、議案第 40 号について審議します。議案第 40 号については農業委員も現地調査に立ち会っておりますので、事務局の説明後に農業委員からの報告もお願いします。では、事務局の説明をお願いします。</p>                                                                                                    |
| 事務局   | はい、それでは議案第 40 号非農地証明願いについては、36 ページから 7 ページとなっております。転用の 45 条の現場と合わせて、8 月 19 日に金城道夫委員、金城朝之委員、事務局から新田局長と宇地原班長 4 名で、現場を調査して協議を行っております。調査状況について、金城道夫委員の方から説明の方をお願いしたいと思います。                                                                                                                         |
| 8 番委員 | はい、整理番号 1 番について、議案書の案について 37 ページをお開きください。願い出のあった土地は、与根南浜崎原 513 の 2、面積が 26 m <sup>2</sup> となっております。土地の状況ですが、農地利用はされておらず、狭小地と及び傾斜地になっており、周りの土地も原野になっておりました。土地の周辺地域の状況から、今後も農地への利用は困難と考えます。このことから願い出のあった土地は、議案書第 40 ページ非農用地の判断基準の丸 2 に該当し、周辺の営農状況に支障を与えないと認められることから、現況、原野として証明相当だと考えられます。説明は以上です。 |



議長

事務局と農業委員の説明が終わりました。議案第 40 号について審議します。  
議案第 40 号について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手してから質疑をお願いします。  
質疑なしと認めます。これより採決します。  
議案第 40 号について、現地確認調査書のとおり、非農地証明は、証明相当とすることにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長

異議なしとのことですので、議案第 40 号については、現地確認調査書のとおり、非農地証明は証明相当とすることに決定いたします。  
以上をもちまして本日提案の議事日程は全て終了いたしました。  
委員の皆様には、提案された議事日程に対して真摯で丁重なご意見とご審議をいただきありがとうございました。  
これで本日の農業委員会総会を終わります。

令和 6 年 8 月 27 日 (火)

午後 1 時 53 分終了

議事録署名委員

議長 瀬長 澄子

2 番委員 上原 啓一

4 番委員 比嘉 強